

議 長 受付番号第4号、南雲まさ子君の一般質問を許します。登壇願います。

4 番 南 雲 議長のお許しが出ましたので、通告に従いまして一般質問をよろしくお願  
いたします。受付番号第4号、質問議員、第4番 南雲まさ子。件名、教育体  
制の充実を。

要旨、(1)平成29年3月に、文科省は経済的に苦しい世帯に義務教育の就  
学援助費の入学前支給を可能としました。ランドセル購入等の費用を入学前に  
支給するお考えはありませんか。

(2)平成28年改正がん対策基本法により、学校教育でがん教育の推進が位  
置づけられました。がん教育を受けることにより、本人や家族に与える影響は  
大きいと思われませんが、がん教育はどのように行われていますか。

(3)松田町では県教育委員会より、いじめ問題が背景にある「特別の教科  
道徳」の研究委託を受けましたが、近年、いじめの早期発見・解決へSNSを  
活用する試みが注目されています。SNSを使ったいじめ相談に対するお考え  
を伺います。

よろしくお願いたします。

教 育 長 それでは、南雲議員の御質問に順次お答えします。

まず1点目の御質問ですが、子供たちが生まれ育った環境により教育を受け  
る機会や能力を発揮する場が制限されることのないように、町としても国や県  
などと連携して子供の貧困対策の取り組みを進めているところでございます。

そこで、現在行っている支援内容を申し上げますと、以前から教育支援とし  
て幼稚園、小・中学生の保護者を対象とした給食費保護者負担軽減措置補助金  
や小・中学生の保護者を対象とした就学援助費補助金、特別支援学級就学援助  
費補助金を支給しています。また、生活支援として、子育て世帯支援事業補助  
制度により子育て世帯の水道料金、基本料相当額ですが、補助をしております。  
また、保育所及び学童保育の決定に対し、生活保護世帯は保育料を免除し、町  
民税非課税である世帯は減免するなど、いずれも町支援事業として実施してい  
ます。さらに、ひとり親家庭医療費助成、児童扶養手当、就園料補助など、保  
護者負担金を減免することにより子育て世代の経済的負担を軽減しております。  
また、就労支援や経済的支援として、県の保健福祉事務所に専門職員を配置し、

ひとり親世帯を対象とした就業相談を行うとともに、資格取得のための給付金の支給を行っています。このように義務教育に係る経済的な負担を軽減するためには、幅広い分野の施策を組み合わせることによって効果を高めることが必要と考えております。

また、就学援助制度に基づき、町では就学困難と認められる児童・生徒の保護者に対して、生活保護法に規定する要保護者には修学旅行費、町教育委員会が法律の規定に準ずる程度に困窮していると認められる者である準要保護者には学用品費、修学旅行費、学校給食費の援助を実施しています。この就学援助費は、平成17年度から準要保護者の国庫補助がなくなり、実質的に国庫補助金があるのは要保護の修学旅行費に関するものだけとなり、国からの補助金が大きく削減された分、町負担がふえている実態がございます。

御質問のありました国が指定する経済的援助が必要な世帯とは準要保護だということになるかと思いますが、その対象者への新入学に必要なランドセルやあるいは制服等の新入学学用品費につきましては、今年度から増額され、小学1年生が在学する世帯には4万600円、中学1年生が在学する世帯には4万7,400円を1回限りで支給しているところでございます。これまでの町の支給の取り扱いは、所得が確定する確定申告後、新年度4月以降に保護者から学校を通して教育委員会に申請し、6月の教育委員会定例会において認定基準に基づいて審査をし、認定または非認定を決定し、9月と3月の2回に分けて保護者に支給しております。

このような中、国では今年度から援助を必要とする時期に速やかな支給が行えるよう、入学する年度開始前に支給できる要綱に改正しました。これまでも町では就学援助を必要とする時期に速やかな支給ができるよう事務処理を進めてまいりましたが、小学校入学や中学へ進級する前の3月に支給するためには、3点ほどの課題があります。1点目は、小学校の入学前の対応となると、町内外の保育園や幼稚園に通園している状況の中、対象世帯の把握や制度を周知する上で難しい面があります。2点目には、支給後に町外へ転校する者や所得増加のため支給対象外となった者に、後で支給額を返納を求める業務がふえることがあります。3点目は、前年度予算に上乘せする必要があります。このよう

なことから、国の要綱どおり町教育委員会として平成30年度に入学する年度の開始前に支給することについて、教育委員会の定例会にも諮ったところ、現状どおりとし、課題解決に向けて一つ一つ取り組んで、平成31年度を目途に入学前に支給できるよう検討させていただくことになりましたので、御理解をお願いいたします。

次に、2点目の学校でのがん教育についての御質問にお答えします。御承知のとおり、がんは昭和56年より死因の第1位を占めており、平成28年には年間約37万人が亡くなり、約2人に1人が生涯でがんにかかる確率があると、国立がん研究センターのデータで推計されています。文部科学省では、がん教育は健康教育の一環として、学校教育を通じてがんについての正しい理解とがん患者や家族などのがんと向き合う人々に対する共感的な理解を通して、自他の健康と命の大切さについて気づき、ともに生きる社会づくりに寄与する資質や能力の育成を目指しています。したがって、がん教育は健康教育の一環として行われることから、学校では保健体育科を中心として学校の実情に応じて教育活動全体を通じて行うことになっています。

このような中、町の取り組みとしましては、小学校5、6年生及び中学校の保健の授業で遺伝子によってがんのできる仕組みや、生活習慣や喫煙とがんとの関係、健康を守る社会の取り組みなどについて学ぶことや、総合的な学習の時間や道徳の授業等での命の大切さについて学んでおります。

また、国は平成26年度よりがんの教育総合支援事業を行い、国のモデル校においてがん教育の教材や外部講師の活用に関するガイドラインを作成し、がん教育を推進しています。平成28年度ですが、この事業に寄中学校が全国137校の1校としてモデル校に指定されました。健康と命の大切さを育むという視点でがん教育を行いました。平成29年度も引き続き総合的な学習の時間の中で当事者の教員を講師として授業を行い、健康な生活と疾病の予防等について知識、理解を得ることができるなど成果を上げています。

このように、健康については子供のころから教育を受けることが重要であり、子供が健康と命の大切さについて学び、みずからの健康を適切に管理するとともに、がんに対する正しい知識、がん患者への理解及び命の大切さに対する認

識を深めることが大切となるため、今後もがん教育を推進してまいります。

次に3点目の、SNSを使ったいじめ相談に関する御質問にお答えします。いじめ防止対策推進法での「いじめ」とは「児童等に対して他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為であって、その行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」と定義されておりますけれども、その行為の中には当然SNSによる行為も含まれております。

国の調査によりますと、平成28年度に全国の小学校で23万件、中学校で7万件的いじめが認知され、過去最多を記録しました。本町では平成28年度は小学校で8件、中学校で4件、29年度は小学校で9件、中学校で3件でした。その内容を見ますと、悪口を言われた、からかわれたなど、児童・生徒が心身の苦痛を感じたものであり、教員やスクールカウンセラーなどとの連携により解消はしておりますけれども、新たないじめが発生することも考え、そうした備えをするためにアンケート調査や聞き取り、日ごろの教育相談などを通じて把握に努めております。

また、平成27年度に学習指導要領が一部改訂され、「特別の教科道徳」となりましたが、小学校では来年度、中学校では31年度から全面実施となります。松田町では2年間にわたり、文科省及び県の研究委託を受け、外部講師を招聘するなど、小・中連携して道徳の授業研究を中心に取り組んできました。「特別の教科道徳」の実施の背景には、社会問題となっているいじめ問題があります。いじめ防止は、学校教育全体を通じて取り組む必要がありますが、週1時間の道徳はその取り組みのかなめとなるものです。道徳的な課題に対し、自分自身の問題として捉え、考え、議論する道徳への転換、指導の充実に向けた研究を深めることができました。今後も引き続き取り組んでまいります。

いじめは、いじめを受けた児童・生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。このため町では、これまでもいじめは絶対許されない行為であるとともに、どの子にも、どの学校でも起こり得るものだという認識の上で、その防止と対策に当たってきたところです。

具体的な取り組みとしましては、いじめの未然防止のためアンケート、小学校・寄中学校では学期に1回、松田中学校では月1回アンケートを実施し、いじめの早期発見をし、家庭や関係機関と連携を行い、早期対応・早期解決に努めているところです。また、教育委員会では今年度「松田町いじめ防止基本方針」を改定し、校長園長会を通じて周知徹底を図っております。教員に対しましては、各学校において学校のいじめ防止基本方針の内容を共有し、研修などを通じて認識を深めるとともに、命を大切にし、いじめをしない・させない心を育む教育や、心の通う絆づくり、居場所づくりにつながる学級・集団の形成などに取り組んでいるところでございます。また、いじめ防止の標語やポスターの募集、全校集会、学年集会等、児童や生徒が主体的な取り組みと一体となっておりますね、各学校で指導の強化に努めているところでございます。

このような取り組みをしている中で、先ほどありました、国では児童・生徒の相談体制やいじめの早期発見につなげるため、SNSを活用した相談体制の構築を、平成30年度から学校を抽出して試験的に実施することになりました。この事業は、神奈川県内全ての学校がSNSでの相談ができる対象とはならず、抽出された学校のみ相談体制の構築となっております。報道によりますと、県内では大和市が1月から試験的に導入しているところですが、町としましてはSNSを活用した相談体制について、県の動向やあるいは抽出校の実施状況等を確認した上で、今後検討していきたいと考えております。今後におきましても、いじめ未然防止、早期発見、早期解決に向け、学校と家庭、関係機関との連携を図り、指導の充実に努めてまいりたいと思いますので、今後とも御理解をいただきますようお願いを申し上げます。以上です。

4 番 南 雲 今の、とりあえず入学前支給は、小学校と中学ということでお伺いしてるんですけども、中学校のほうはやればできないことはないというふうに、私のほうで感じてるんですけども、小学校のほうでは掌握できますので、その中学校のほうはどうなるのかお伺いいたします。

教 育 課 長 ただいまの中学校の就学前の学用品の支給ということですが、先ほど教育長の答弁にありましたとおり、今年度につきましてはいろいろな課題がありますので、一つ一つ課題を解決した中で、平成31年度を目途に支給を開始すること

を考えております。

4 番 南 雲 今の、この就学前に当たって問題があるということで、対象額が変わった場合合っただけでございますけれども、これは今までに対象額が変わった場合はどうされていたのかお伺いいたします。

教 育 課 長 ただいまの御質問であります、就学補助認定を行うに当たりまして、今までは前年度の所得で計算しておりました。3月の支給になる場合は前々年度の所得となり、変動した場合の対応が必要となります。これまで所得が変動して支給が取り消ししたりなった場合というのは、近年では松田町はございませんでした。

4 番 南 雲 今の前々年度と、あと予算、あれですね、お引越されちゃった場合とかは返していただくような形をとるようなお考えというのはございますでしょうか。

教 育 課 長 ただいまの転出した場合ですが、一度支給認定というのをしますが、月ごとの計算でやっております。ですので、月ごと、その月までに松田町にいた場合の支給となりますので、転出した後は返していただくことを予定しております。

4 番 南 雲 ちょっとこの近辺のところでは、南足柄市さんがこの春から入学前に支給をされました。それでちょっとお伺いしたところ、やっぱり前々年度の収入をもとに支給されていて、また周知の方法が入学学校の説明会のときに周知されて、それで3月に支給されているということだったんですけれども、本町の場合でこういう対応はできないかお伺いいたします。

教 育 課 長 本町では4月の初旬に新入学児を含めまして、全ての児童に対してしおりというのを配布しております。就学前の31年度目途ということで先ほど答弁しましたが、そうなりますとそれ以上前の周知ということで、きめ細かく町外の幼稚園や町外の保育園に行ってる者に対してもしていくようになると思います。

4 番 南 雲 ちょっと私、勘違いしてるのかもしれないんですけども、そうしますと、中学も小学校も次の次の年度からは可能ということによろしいのでしょうか。

教 育 課 長 31年度を目途ということでありますので、それは就学前ということで、それが国の法律改正では学用品費の中の新入学、学用品費のみですので、その部分についてのみ平成30年度に前倒しして支給することを目指しております。

4 番 南 雲 申しわけございません。そうしますと小学校4万600円は、その31年度のときにお支払いする、支給できるという形でよろしいのでしょうか。

教 育 課 長 先ほどもいろいろと課題があるというふうに答弁しましたが、一つ一つ課題を解決したり要綱の見直しをしたり、また、先ほど南足柄が支給を対応するというものでありましたので、南足柄の状況等を聞きながら対応してまいりたいと思っております。

4 番 南 雲 全国でも711件に上っていて、前年度の実績の8倍の約、全市町村の41%がことし、この春から支給が決まったということで、やはり本当に経済的に苦しい世帯が就学援助費が入学前に支給されると…入学後に支給されると、一度立てかえてランドセルとかを購入することになって、ランドセルって今とても高いので、御負担がとても多いかと思えます。

それで本当に、アンパンマンの原作者のやなせたかしさんなんですけれども、21歳から26歳まで戦地で過ごして、その中で軍国主義の掲げる正義がいつも簡単に覆されるのを目の当たりにしたと言います。そして正義とは何かと考えた末に行き着いた結論は、困っている人には手を差し伸べ、ひもじい人には食べものを分けてあげるといったことだったそうです。この思いが、お腹をすかせた人に自分の顔をちぎって食べさせるアンパンマンの誕生だったそうなんですけど、まさしくこの精神が、この就学前の支給に、本当に就学前に支給されることによって、その困ってる方に寄り添って支給をしていくという、こういう気持ちになっていくことが大事かと思えます。

次に、がんのことでお伺いいたします。東京女子医大のがんセンター長の林教授なんですけれども、このがんの専門医としてのがん患者や家族とかかわってきた中で、がん教育の必要性を感じて、各地でがん教育の出張授業を行い、2017年の春には教員免許も取得しました。がんは日本人の半数がかかり、3人に1人の死因になる病気で、授業を受けた児童・生徒にも家族をがんで失った子がいて、がんにかかったら終わりと、死のイメージを持つ子も多くいたと言います。しかし、患者の5年生存率は、早期発見である肺がんを除いて9割を超え、患者全体でも6割以上に達する時代なので、治る人が圧倒的に多いことが国民に浸透していないことを指摘されて、学校でのがん教育は究極の啓発だ

と思いついたそうです。教授は若いときから、がんや命について考えてほしいと、がん教育の必要性を語っておられました。また、欧米などは、欧米などに比べてがんの検診率の低いのは、がんについての知識とか情報が少ないと言われていています。本町でもがんの特化したがん教育は、今の総合学習とか道徳の時間とかに行っていると伺いましたけれども、これはその時間を全部使って行っていらっしゃるのか伺いたします。

教 育 課 長 先ほどの答弁にございましたが、小学校5、6年生では保健の授業の中で「病気の予防」というような単元、教科の内容です。こういったことで、たばこを吸うことで肺がんや心臓病などの生活習慣病が起これにくくなるといった、具体的な生活習慣病になってがんが発生します、起因しますというようなことを学んでおります。中学校も同様に、保健の授業で「健康な生活と病気の予防」という単元、内容で、遺伝子によってがんができる仕組みや、生活習慣病とのがんとの関係を学んでおります。ここまでは一般的な授業であります、総合的な学習というのは年間35時間ございます。その中で先生がこれを伝えたいという中で、もう埋まってしまうものもありますが、小学校においては総合的な学習とか、ほかの授業、道徳とかそういったのを利用して、病気にならない方法とかいうのもやっておりますので、手厚くするにはそういった授業や総合的な学習を利用するか、そういったことでやっていこうかと、いくよくなると思います。それのほかに町としましては、宝くじ助成でいただきましたパンフレット、それについて中学校に全て配布しております。このように予防というのが大切ですので、疾病予防ということで、若年性、子供のころからのがん教育を推進してまいりたいと思っています。

4 番 南 雲 小学校のほうは保健の時間以外にもやられるということなんですけども、やはり中学のほうでも本当に、やっぱりしっかりがん教育を受けることによって、やっぱり子供たちも御両親とか家族の方に伝えるときに、本当に検診してほしいんだというふうに伝えるときにも、やっぱりがん教育をしっかり受けるのと、またその生活習慣病の一部として受けてるのとでは、やっぱり受け取り方も違ってきて、本当に今、とてもがん教育を受けたことによって、子供たちが御両親とかに言ってがん検診の受診率を上げるというのは、すごく大事な

ことだと思うんですね。私も、そうですね、小学校のときに、子供が下水の授業を受けてきたときに、先生から、そうですね、お粉、揚げ物とかの粉とかを下に流しちゃうとヘドロになっちゃうんだということを、帰って来てから私に言いまして、私もそれ以来はずっと器をちゃんときちっと拭いて、それであと天ぷらなんかは全部衣も揚げて、それで捨てないようにしてきてるんですね。だから本当に子供の言ったことって、親に響くんですね。だから本当にしっかり、授業的には保健の中ではちょっと厳しいかと思うので、やっぱり中学のほうもがんをしっかり勉強できるような時間をとっていただけると、また全然違ってくると思うんですね。

この春から、中学1年生から3年生ががん教育が…あ、ごめんなさい。このがん教育というのが、中学生が33年からですか、小学校が32年から始まりますね、実際に。その前でちょっとの間かもしれないんですけども、そのがん教育に対してしっかりやることによって、例えば子供さんががんのことをお家の方に伝えて、がんの受診率…あ、受診をするようになるということで、その林教授がこうおっしゃってるんですね。20代から50代前半までは女性のがん患者の方が多く、これは女性特有のがんであるって。子宮頸がんが20代、乳がんが30代で急増し、それぞれ30代、40代で患者数がピークを迎え、早いうちから定期的な検診で特有のがんに備えましょうと、こういうふうに言われてるんですね。ちょうど小学校5、6年生ぐらいから中学3年生ぐらいまでのお母様って大体そうですね、30代、40代の方が多いと思うんですね。そうするとやはり、そういうことを考えてたら、がんの検診率も上げて、それで早期発見することも大事ですし、そういったことにとっても結びつけられると思うので、余りこの、こういう間をあかさないで、この中学のほうもがん検診、がんの勉強に特化したものというのをやっていく必要があると思いますけれども、その辺のことをお聞かせください。

教 育 課 長 ただいまの御質問のがんの検診率を上げるには、若いうちからもう少し学んだほうがいいんじゃないかというような御質問ですが、すいません、先ほど答弁で総合的な学習、35と言ってしまったんですが、70時間、週に…週で言いますと2回でございます。そういった中で保健や、保健のほかにですね、道徳と

か総合的な学習の中で活用してやっております。検診率を上げるというのは、確かに女性では肺がんのほかに子宮頸がん、乳がんが多いというような受診率が…受診率がありまして、その重要性は感じておるところでございます。ですので、限られた時間の中の教科ですが、今後はですね、学校ともそういった情報を得ながら、連携して進めるべきかどうかというのも、一緒に話し合いながら進めてまいりたいと思っております。

4 番 南 雲 　ぜひよろしく願いいたします。本当に今のこの春の中学1年生から3年生になる方は、もうがん教育が始まる時は卒業されちゃってるんですよ、3年後です。ですから、やはり早いうちからこういう取り組みをされるのがすごく大事なと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、SNSのいじめの相談ということで移らせていただきます。今、小・中学校へのスクールカウンセラーの配置はどの程度のものがあるかをお伺いいたします。

教 育 課 長 　スクールカウンセラーというのは、児童・生徒の心の悩みに対応することを目的とする専門家の総称でございます。松田小学校と…あ、松田町は臨床心理士さんがスクールカウンセラーを担っております。中学校では週に1回、県の費用によりまして、週に1回スクールカウンセラーさんが赴いて、中学校に行っております。子供たちや学校の先生、こういったことを相談に乗っております。松田中学校、寄中学校ともに小学校を兼務しております。そういった相談体制をスクールカウンセラーが担っております。

4 番 南 雲 　小学校のスクールカウンセラーさんと中学校のカウンセラーさんが対応されてる、一緒の方が対応されてるということでよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）それ、やはり学校にいられる時間がほとんどないというふうに捉えられると思うんですね。それで、もう常に子供さんが相談できる体制とは言えないと思うんですね。それで本当に今、電話相談窓口で24時間子どもSOSダイヤルも、早期発見に対する対策としてやってるんですけども、やはり先ほどSNSを使ったお子さんが相談する体制のほうが、今の人たちという感じで、なかなかその相談をしないということが現状なんですね。

長野県で去年、平成29年の9月に中・高生を対象に、LINEによるいじめ

相談事業をしたところ、2週間で1,579件のアクセスがあって、547件の相談に応じたということで、これは28年度1年間の電話相談の259件を大きく上回ったということの実態がありましたので、総務省の調査によると、10代が平日携帯電話で話す時間は、平均で2.8分、SNSを利用する時間は57.8分と、1時間近くになっている。本当に今のお子さんたちはSNSを利用するということがわかっています。

それで滋賀県の大津市は、ことしの3月、去年の11月からことしの3月までの5カ月間を、独自でLINEのいじめ相談事業を行っています。私ここでちょっとお聞きしたんですけれども、このシステムは相談者が1人対応で…あ、全て委託で、システムと相談員さんが1人で、多い日は2人で対応され、5カ月間で210万円だったそうです。

それで、またこのほかに、千葉県の柏市は平成29年から全中学校対象に通報アプリ「STOP i t」を導入しました。柏市さんにお聞きしましたところ、これは1年間で20個で80万円の費用がかかるということで、柏市さんの生徒数が約1万人ということでしたので、松田町の約40倍となります。それで、そう考えたときには、この通報アプリ「STOP i t」を導入した場合の事業費としてはかなり抑えられると思います。このアプリは匿名でいじめを通報できるので、通報できて、なおかつ対応が9時から5時までということで、職員の方で対応されてるそうなんです。今これを2014年アメリカで開発されて、いじめを目撃した生徒が、いじめを受けた生徒…あ、生徒、目撃した生徒やいじめを受けた生徒本人がいじめの内容を書き込んで、匿名で市の教育委員会に情報が届き、とても匿名というところがよくて、相談件数が110件あったそうです。もう柏市さんは生徒がいじめの傍観者にならない教育もあわせて行っているそうです。このアメリカでもいじめのこの減少が確認されているそうなんですけれども、この相談の裾野を広げるためにも、このアプリの「STOP i t」というのを、町のほうでも検討されたらいいかと思うんですけれども、いかがでいらっしゃいますか。

教 育 課 長 今の御提案のとおり、最近の子供や若者世代でのコミュニケーションツールというのは、SNSを使った活用が圧倒的だと思います。先ほど質問の中でも

音声電話の相談、これ県は充実してるんですが、それよりもSNSのほうが手軽だというようなことも感じられます。先ほど柏市という事例もございましたが、スマートフォンを利用した匿名の通報「STOP it」というのは、全国で6校であります。また始まったばかりということで、まだ検証もできてはないのではないかというような状況だと思われまます。先ほど教育長の答弁もございましたが、神奈川県の方もですね、平成29年度の国の補正予算で、政令市、県、そういったところがそういった事業ができるようになったということで、残念ながら抽出校ですので、松田町はそういったところには当てはまらないかもしれませんが、その県の動向や国の動向、また既に取り組みを進めてる市のそういったところを検証しまして、今後考えていくということできたいと思います。ただ、小さな町ですので、その取り組みは非常に難しいと思います。そういった情報を集める、まずそこからやってみたいと思っております。

4 番 南 雲 すいません、今、小さな町だから難しいといったところの説明をお願いします。ごめんなさい、ちょっとよくわからなかった。

教 育 課 長 まだ取り組みが進んでないので、そういったことをですね、よく確認しながらやっていきたいと思ひます。小さな町だからというのは、ちょっと訂正させていただきます。

4 番 南 雲 やはり本当に子供たちのことを思ったら、やはり相談しやすいSNSのアプリを使うということが、やはり子供たちの相談の裾野を広げるという意味では、金額的にもそんなに費用がかからずできるということで、本当に前向きに検討していただきたいなというのが私の本音なんですけれども、もう一回よろしくお願ひいたします。再度。

教 育 長 大変貴重な御意見をありがとうございます。いじめの問題というのは本当に日常的にですね、どこの学校でも起こり得るという状況でもありますので、先生方だけじゃなくてですね、我々も含めて常にこの問題には神経をとがらせているところでございます。そうした意味では、できるだけやっぱりそういう情報を、やっぱり得る、あるいは駆け込み寺ではありませんけれども、いつでも相談ができるとか、そうした体制をやっぱり整えていくということは非常に大事なことだというふうに思っております。そうした意味で、今、アプリの問題

もありましたけれども、もう現在中学ですと、もうほぼ8割ぐらい本町ですとスマートフォンを持っている状況もあります。だからそういう意味では、そうした新たな取り組みも、県では長野県あたりもね、スタートしてるようですけども、神奈川県でもそうした状況を受けて来年度あたりから検討をしていきたいというふうな話も伺っておりますので、やっぱり新たなこうした取り組みについては、いろんなまた課題もあろうかと思っておりますので、そうしたものをよく検証しながら、必要なところはできるだけ早急にですね、導入できるようにこれからも努めてまいりたいというふうに思っております。

#### 4 番 南 雲

ぜひよろしく願いいたします。今、本当に、小さいころにいじめに遭った方がいろんな活動をされてるんですね。いじめ撲滅を掲げるミュージカル落語家の三遊亭究斗さんは、劇団四季で舞台俳優として活動後、落語家になられました。いじめに悩む少年が、地域の老人から思わず笑ってしまう前向き思考を教わり、いじめを克服していく物語を、落語の中に音楽が流れていたかと思うと、一転して声を響かせ歌い、時には踊りも交えるといった、世界で唯一のミュージカル落語を考案されました。実は御自身が子供のころいじめられて、からかわれても言い返せずに黙ってしまう性格で、殴られても蹴られても誰にも相談できなかったそうです。それでいじめ撲滅のミュージカルをやろうと思ったそうなんです。それでまた、それとは対照的なのが、漫画家の手塚治虫さんで、少年時代いじめられっ子だったんですが、そのコンプレックスを仕事の原動力として、鉄腕アトムや火の鳥、ジャングル大帝などの名作を生み出しました。そして漫画家として大成できたのは、母親や、小学校の担任の先生からの励ましだったことを強調されています。

もう本当にこのことからでも思うんですけれども、すぐ相談ができる体制ということがとても大事だと思うんですね。もう1人、大リーガーの岩隈投手が、子供発達科学研究所とともに、いじめ撲滅プロジェクトを立ち上げられました。これちょっと簡単に言うと、スイッチを押せば機械が動く、薬を飲めば対象の疾患が治る、このように再生、再現性が確保されているからこそ科学を信頼するというので、教育はそれだったらどうなんだろうということ、暴力、非行、不登校、いじめなど、子供にかかわる問題についてさまざまなアプロー

チを行っているんですけども、ほとんどが経緯的で伝統的で、十分に検証がされていないことを言われています。それで、一方世界に目を向けると、科学的研究によって有効性が裏づけられた教育プログラム指導法が既に幾つも実施されているということで、いじめ問題に対し科学的なアプローチが必要であると考えられたそうです。

このようにいろんな、本当にいろんな角度からいじめの問題を、やはり大人の方も考えられるということで、本当に皆さんがすごく心を痛められてるということがよくわかります。とにかく今、いじめの問題に対しての答え、相談できる窓口が、私はすごく大事なかなと思いますので、そちらの推進をぜひこれからよろしくお願ひしたいと思います。以上で質問を終わりにいたします。

議

長 以上で受付番号第4号、南雲まさ子君の一般質問を終わります。

暫時休憩といたします。14時50分から再開をいたします。 (14時36分)